新型ビームピストル貸出規約

第1条(総則)

この規約は、日本学生ライフル射撃連盟関西支部(以下関西学連)が保有する新型ビームピストルセット(以下BPセット)の貸し出しについて定めるものとします。

第2条(貸し出しの範囲)

関西学連に加盟している射撃部を対象とします。（例外あり※第8条）

第3条(貸出機材の内容)

ビームピストル・・一丁

ピストルターゲット・・一台

ノートPC(電源ケーブル含む) ・・一台

LANケーブル・・一本

以上のものを1セットとし、希望する大学に貸し出しをします。

第4条(貸出料金等)

1. 貸出料金は発生しません。
2. 大会までの運搬の際に発生した諸費用は各校射撃部の負担とします。

※第5条の5を除く

1. 貸出中での機材の故障・紛失の際に発生した諸費用は相談の上決定しますが、運用上の過失が認められれば、各校射撃部の負担となります。
2. 定期的なメンテナンス費用につきましては関西学連が負担します。

第5条(貸し出し条件)

1. BPセットは関西学連が試合で使用する機材であるため、以下の8大会及びその他学連担当者が指定する大会では、大会会場まで持って来て頂くことになります。
	* 春季全関西学生ピストル射撃競技大会
	* 春季ビームピストルスポーツ・シューティング大会
	* 西日本学生ピストル射撃競技大会(関西支部主幹時のみ)
	* 秋季全関西学生ピストル射撃競技大会
	* 夏季ビームピストルスポーツ・シューティング大会
	* 秋季全関西学生デジタルスポーツピストル射撃記録会
	* 秋季ビームピストルスポーツ・シューティング大会
	* 冬季ビームピストルスポーツ・シューティング大会
2. ビームピストルスポーツ・シューティング大会については6台が試合運営に必要であるため、貸出校の一部に持って来て頂くことになります。その大学については場所等も踏まえまして公平に決定します。
3. ビームピストルスポーツ・シューティング大会以外の大会については10台すべてが運営に関わってくるため、貸出している全大学に運搬をお願いすることになります。
4. 別途練習会等で機材を用いる場合は、運搬をお願いすることがあります。
5. 近射連・高校部会より、ビームピストル貸出の依頼が来る可能性があります。その場合、貸出校の一部に配送をお願いすることになると思われます。

その場合に発生した諸費用は第4条の2の※の通り、各校の負担とはなりません。

1. 大学内にBPセットの保管および練習場所を確保できていることを証明していただきます。
2. 貸出期限は1年以内とし、貸出を継続する場合は再度BPセット貸出申請書を提出してください。受領後、学連担当者のサインが入った貸出申請書をお渡ししますので、貸出機材と共に返却または更新時まで保管してください。もし貸出申請書の再提出がない場合や、使用状況が確認できないとこちらが判断した場合は、貸出機材全てを回収させていただき、他の希望者に貸出を譲ることとします。

第6条(貸し出し中の運用に関して)

1. 機材にトラブルが起こらないよう、部員全員に取扱いについて注意を行い、共有の財産であるという認識を持って大切に運営してください。
2. ピストル機材の不調・不具合・故障・紛失等あれば速やかに学連担当者まで連絡してください。
3. ピストル競技の普及も目的としていますので、各交流試合で使っていただいても構いませんが、細心の注意を払ってください。
4. 新歓の運営で使って頂いても構いませんが、細心の注意を払ってください。
5. その他運用に関して何かしたいこと等あれば学連担当者に相談して判断を仰いでください。

第7条(加盟校内での機材の受け渡しに関して)

1. 交流試合や新歓の都合上、ピストルセットを余分に使いたいという場合、加盟校内で交渉の上受け渡すことができます。
2. 運搬する際の諸費用については交渉の上決定してください。(今までは送り手負担で統一していました)
3. 機材をレンタルした大学は、機材が届いた時及び次の大学に送るときに、機材が故障していないか、その他問題はないか確認作業を行い、学連担当者に報告してください。万が一トラブルが起こった場合、報告がなければ責任問題が発生することがあります。

第8条(加盟校以外への機材の貸出に関して)

1. 第5条に基づき、希望があれば各都道府県ライフル射撃協会など加盟校以外への貸出も行います。その場合は、貸出内容物により貸出料金を頂戴します。
2. ①ビームピストル 一丁、②デジタルターゲット 一台、③ノートPC(電源ケーブル含む) 一台 及び LANケーブル 一本（以下それぞれ①②③とします）の貸出料金は以下の通りです。
	1. ② ③・・・3,000円
	2. のみ or ②のみ or ③のみ・・・1,000円
	3. ② or ② ③・・・2,500円

3．大会までの運搬の際に発生した諸費用は各校射撃部の負担とします。

4．貸出中での機材の故障・紛失の際に発生した諸費用は相談の上決定しますが、運用上の過失が認められれば、各校射撃部の負担となります。

第9条(最後に)

何かが起こった場合は、正直に申告してください。関西学連としても安易に責任を追及したくはありません。問題があれば解決できるいい方法がないか共に考え、できる限りの協力をしたいと考えています。

以上

令和4年5月10日

ピストル関連担当　松尾　絢海

ピストル関連担当　吉川 峻一朗